

区分	No.	参加者からの ご質問・ご要望	市の回答
住所変更	1	住所が変わるが、どのように表記するのか。	百合丘という町名は変わりません。百合丘の後の表記が変わります。 (現住所) 高砂市百合丘〇〇〇番地の〇 (新住所) 高砂市百合丘□番□号
	2	印鑑証明の住所変更をしなくてよいか。	市役所で書き換えるため、手続は不要です。
	3	2月8日より前に郵便局等で住所変更はできるか。	住居変更の手続は、2月8日以降に行ってください。郵便物が現住所で発送された場合でも、1年間は転送してもらえます。
	4	以前、現住居に転居した際に、郵便局で郵便物の転送手続を行った。この度の住居表示により、再度手続は必要か。	市から郵便局に新住所等の情報を記載した資料(新旧対照表および旧新対照表(以下「新旧対照表」という。))を提供しており、このようなケースであれば、手続は不要です。(郵便局に確認済)
住所変更	5	各種住所変更の手続は住民で行うのか。	「住居表示手続きのしおり」の「手続が不要なもの」(6、7ページ)については、市役所や関係機関で住所変更を行います。 皆様に住所変更手続きをしていただくものは、しおり8～11ページに記載したものです。その内、 <u>身分証明に用いる運転免許証、マイナンバーカード等は早い時期に住所変更していただくことをお勧めします。</u>
	6	一者(大阪ガス株)とガス・電気の契約を締結している。住所変更の手続はどうすればよいか。	住所変更の手続は不要です。ガス契約、電力契約の顧客住所は、大阪ガス株が変更します。(大阪ガス株に確認済) ※関西電力株も同様です。
	7	車の検査証(車検証)はどうなるのか。	普通自動車は姫路自動車検査登録事務所で住所変更手続してください。また、軽四輪は軽自動車検査協会です住所変更手続してください。 申請書は、各事務所にありますので、必ず車検証をご準備のうえ、必要書類を電話で確認してから手続に行ってください。
	8	運転免許証の住所変更はどこで行うのか。	県内の警察署(平日の9時から12時、13時から17時まで)で手続できます。免許更新時にも住所変更はできますが、更新センターでの住所変更のみの手続はできないとのことです。

	9	かかりつけの病院へ行った時、住所が変わったことを知らせなくてよいか。	病院に住所が変わることはお伝えください。
マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	10	マイナンバーカードの住所変更は必要か。	マイナンバーカードを持っている方は、必要書類と通知書をご持参のうえ、市民課で住所変更をしてください。 マイナンバー通知カードは、住所変更はできません。マイナンバー通知カードが使われる場合は、通知書(住居表示)を合わせてお使いください。 ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、早めの取得にご協力ください。
	11	マイナンバーカードを作りたいが、住所はどのようになるか。	2月8日以降に申請をしてもらえれば新しい住所となります。
マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	12	住民基本台帳カードは作らなければならないか。	マイナンバーカードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの新規発行・再交付は終了しています。
	13	住民基本台帳カードをなくした。住所変更をしなければいけないのか。	住民基本台帳カード、マイナンバー通知カードともに再発行はできないため、必要ならマイナンバーカードを作っていただくこととなります。市民課(マイナンバー担当:TEL 451-5072)へ電話し、必要な書類等を確認のうえ、ご来庁ください。
住居表示の通知書	14	通知書は家族の名前も記載されているが、個人ごとの通知書はもらえるか。	ご入用の際は、個人ごとの通知書を発行しますので、市民活動推進課にお問合せください。
	15	通知書はいつまで使えるか。登記の変更等の時に使えるか。必要時まで取っておくのか。	通知書の有効期限はありません。万が一、手続の相手方から最新の証明書が求められた場合は、随時、市民活動推進課で住居表示証明書を発行していますので、市民活動推進課にお問合せください。
	16	通知書は、なぜこんなに多く発行されたのか。	通知書は、公共機関等での手続に使用していただくため、各世帯一律 20 枚を送付させていただきました。
住居表示のお知らせ用はがき	17	住居表示のお知らせ用はがきはもっともらえるか。	市民活動推進課にご連絡いただければ、追加でお渡します。
	18	住居表示のお知らせ用はがきは、送り先の人にとって分かりにくい内容である。私製はがきを作成し送りたい。	住居表示のお知らせ用はがきは、郵便局指定の内容になっています。私製も可能ですが、事前に郵便局への確認が必要となります。郵便局(TEL 0570-943-482)にお問合せください。

確定申告	19	税務署への住所変更はどのように行うのか。	<p>確定申告書に新しい住所を記載していただくことで住所変更ができます。通知書(住居表示)も一緒にご提出ください。</p> <p>電子申請の場合も、新しい住所を記入し、申告してください。その際、通知書の添付は不要です。</p>
	20	確定申告する際のマイナンバー通知カードを使用しているが、この住所変更手続はどうすればよいか。	<p>マイナンバー通知カードの住所は変更できませんが(No.10 参照)、確定申告書に新しい住所を記載していただくことで住所変更ができます。マイナンバー通知カードと併せて、通知書(住居表示)も一緒にご提出ください。</p>
不動産登記	21	一つの敷地に複数の地番がある。今回、その一つの番号が変更になるとのことだが、あとの地番はどうなるのか。	<p>住居表示の実施により、土地の地番が変わることはありません。しかし、今後使っていただく「住所」は、その敷地内の建物に付けた番号(住居番号)を使用していただくこととなります。</p>
	22	住居表示の実施に伴う不動産登記手続の内容がわかりにくい。	<p>登記申請は、不動産(土地と建物)の表示を変更するのではなく、不動産の所有者の住所の表記を変更するものです。不動産の売買、相続等を行う際に併せて手続していただいで結構です。</p> <p>なお、住居表示の実施に伴う住所変更は、登録免許税は減免になります。必ず、通知書を提出してください。</p>
本籍	23	本籍も変わるのではないのか。	<p>住居表示の実施によって、本籍は変わりません。ただし、本籍と新住所を一致させたい場合は、市役所市民課に転籍届を提出することで変更はできます。</p>
補償	24	各種住所変更に係る交通費や必要書類の手数料は市が出してくれるのか。	<p>住居表示は、地番表示と住居表示が混在していた状況を改善することによって、公共の福祉の増進を図るために実施するものであり、住所変更に係る必要経費につきましては市で補償できません。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>

※同主旨のご質問・ご要望については、その内容を一つにまとめ、記載しています。